第５期「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」
第４回推進委員会

日時　令和６年９月３日（火）
　　１３時００分から１４時１５分
会場　さいたま市立教育研究所
　　５階　　第５研修室

【　次　　第　】

１　開　　会
　(1)　教育委員会教育長あいさつ
　(2)　委嘱状交付

２　報　　告
　(1)　市立学校のいじめの現状について
　(2)　市立学校のいじめ防止に向けた取組について

３　協　　議
　協議題「いじめの深刻化を防ぐために」

４　閉　　会

第５期　さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会　委員名簿

	役職等	氏　名
１	日本大学文理学部　教授	藤平　　敦
２	弁護士	鮎田　謙一
３	公認心理師	湯谷　　優
４	精神保健福祉士	東海林寛子
５	明治学院大学心理学部　教授	伊藤　　拓
６	慶應義塾大学教職課程センター　准教授	金子恵美子
７	さいたま市ＰＴＡ協議会　理事	池田　雅俊
８	青少年育成さいたま市民会議　常任理事	橋本　正晴
９	国立武蔵野学院　院長	栃堀　正信
１０	子ども家庭総合センター　所長	加藤　郁子
１１	さいたま市北部児童相談所　副参事	新井　　聡
１２	さいたま市校長会代表（海老沼小学校）	大島　恵美
１３	さいたま市校長会代表（第二東中学校）	坂東　千里
１４	さいたま市校長会代表（大宮北高等学校）	根岸　君和

事務局

１５	さいたま市教育委員会事務局管理部長	中村　和哉
１６	さいたま市教育委員会事務局学校教育部長	野津　吉宏
１７	さいたま市教育委員会事務局学校教育部次長	丹　　能成
１８	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事	長岡有実子
１９	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教職員人事課長	寺内　啓容
２０	さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課長	猪鼻　孝之
２１	さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室長	紺野　雅弘
２２	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]総合教育相談室長	米玉利優子
２３	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]高校教育課長	大原　照光
２４	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教育研究所長	津田　顕吾
２５	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]生徒指導課長	青木　　貴

担当　生徒指導課

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成２６年さいたま市条例第４７号。以下「条例」という。）第１０条第８項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議の公開）

第４条　会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

（会議の傍聴）

第５条　会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

２　傍聴の受付は先着順で行い、５人になり次第受付を終了するものとする。

３　傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

⑵　騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

⑶　会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

⑷　会場において、委員長の許可なく会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

⑸　その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

４　傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

（調査）

第６条　市教育委員会は、条例第１０条第２項第３号及び第４号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

２　委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

（調査専門員）

第７条　条例第１０条第７項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

２　調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

（守秘義務）

第８条　委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第９条　委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部に置く。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　報告

(1)　市立学校のいじめの状況について

(2)　市立学校のいじめ防止に向けた取組について

２(1)　市立学校のいじめの現状について

ア　いじめの認知件数（過去５年間）

単位：件

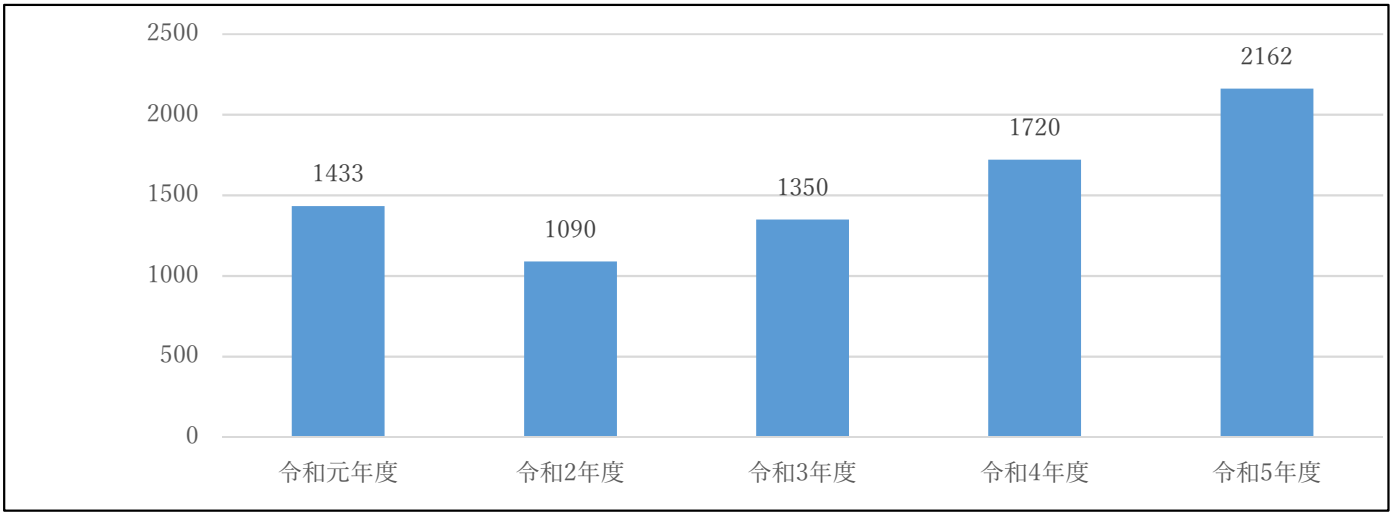

単位：人

認知件数	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	947	744	919	1, 202	1, 523
中学校 中等教育学校（前）	483	345	429	514	630
高等学校 中等教育学校（後）	3	1	2	4	9
特別支援学校	0	0	0	0	0
合計	**1, 433**	**1, 090**	**1, 350**	**1, 720**	**2, 162**

※さいたま市独自の調査による数値。（数値はすべて公立学校のもの。）

イ　学年別認知件数（過去３年間）

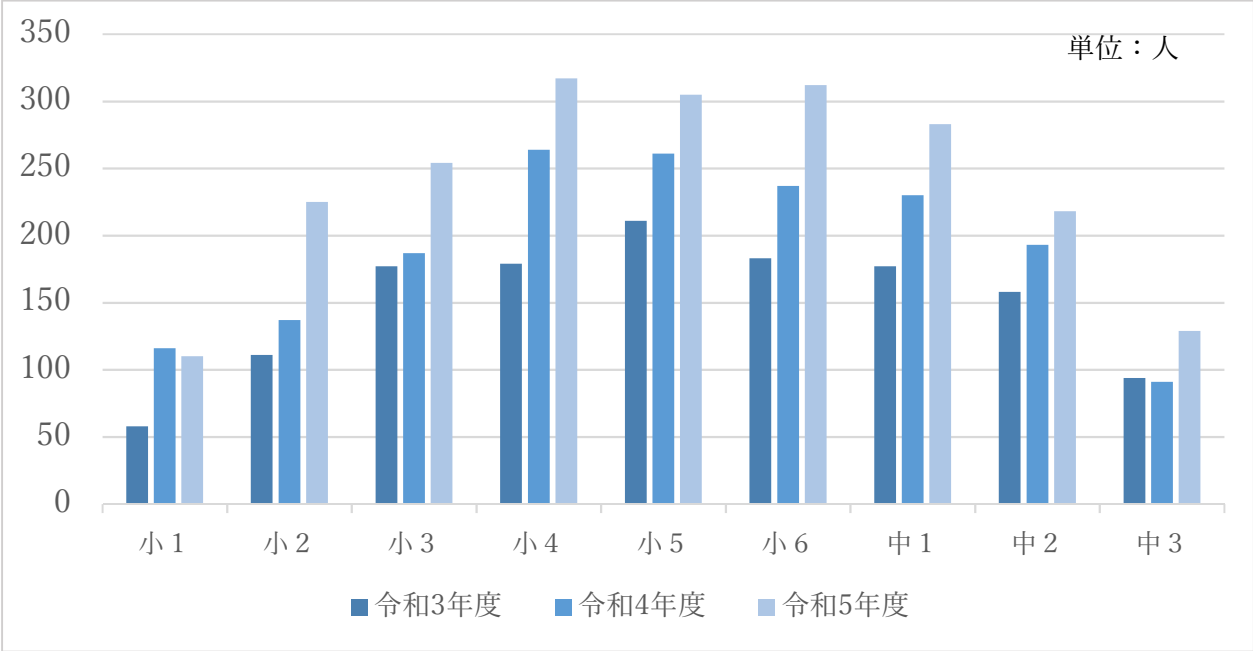

参考：令和５年度さいたま市の学年別いじめの認知件数　　単位：人

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
令和４年度	110	225	254	317	305	312	283	218	129

※さいたま市独自の調査による数値。

ウ　いじめの態様（過去２年間）

【小学校】

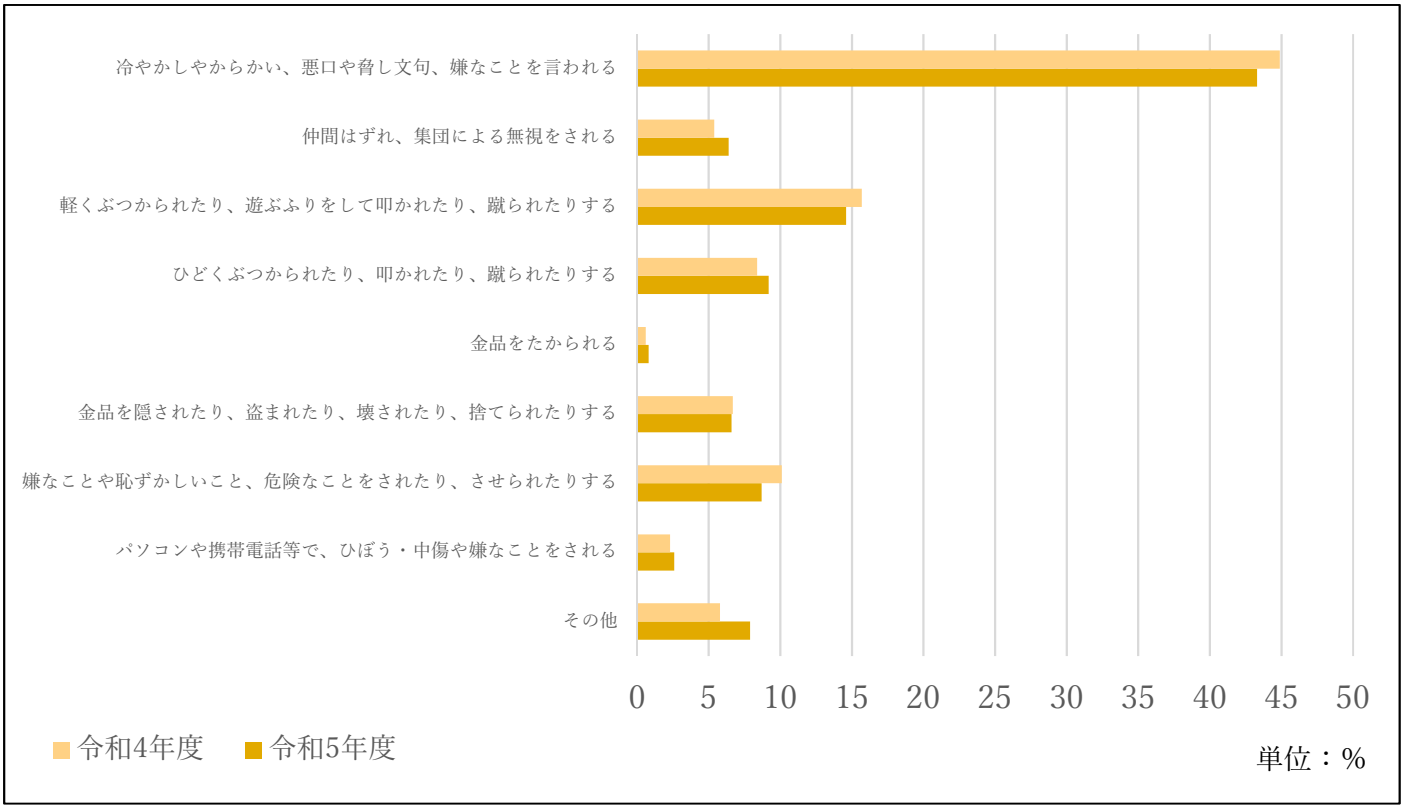

【中・中等教育学校（前期課程）】

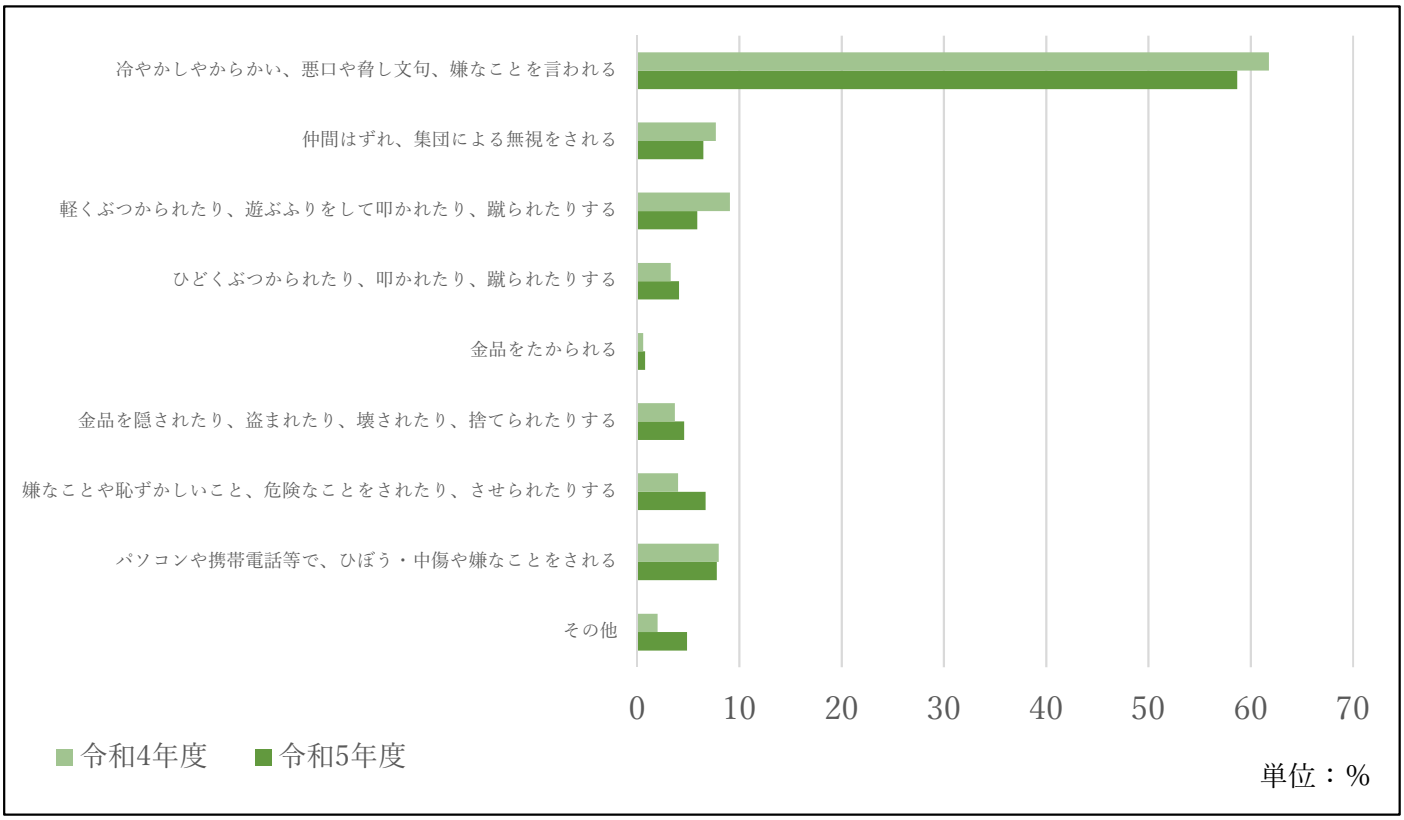

エ　いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ

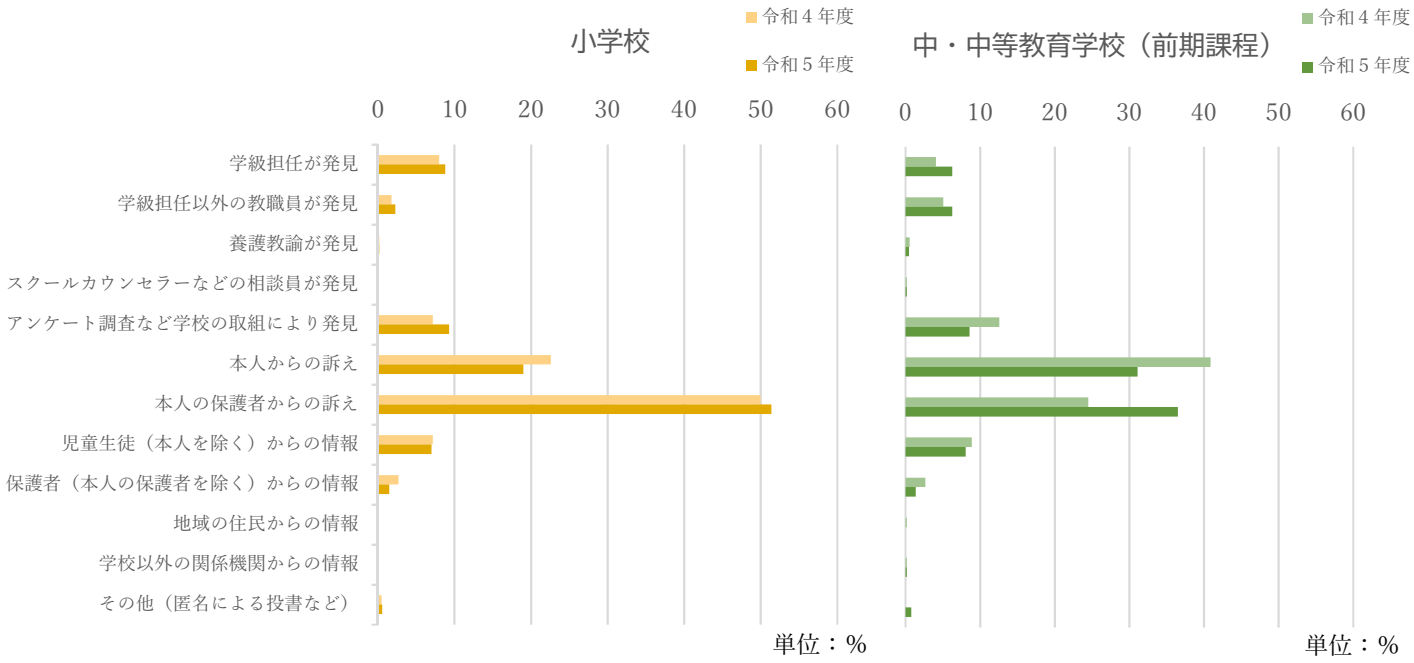

オ　いじめの解消率（過去５年間）

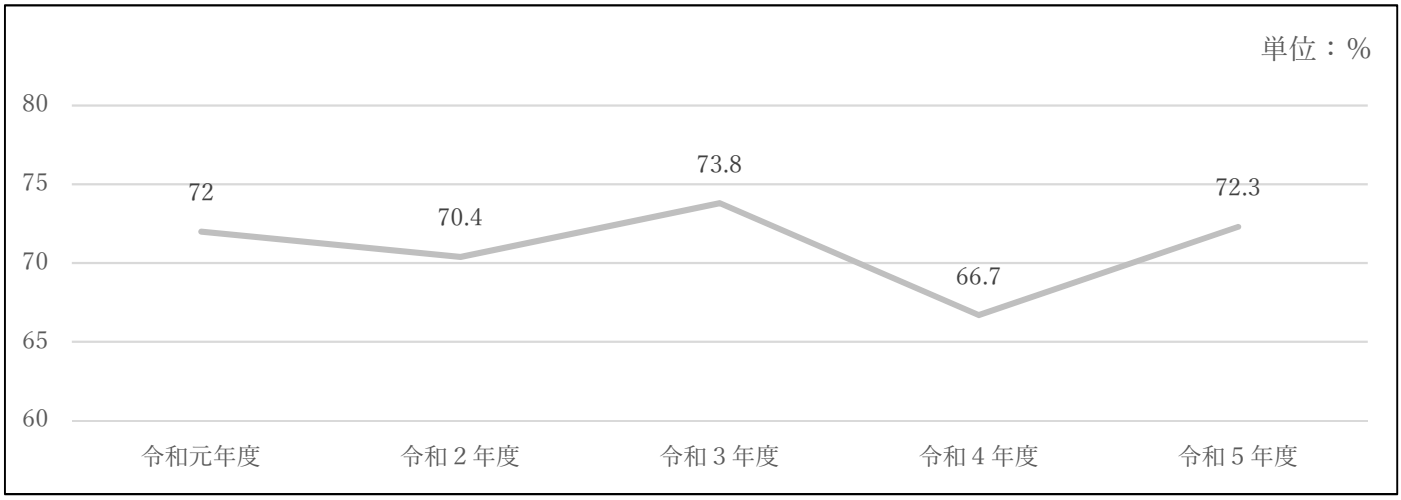

単位：%

いじめの解消率	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	71.2	70.3	74.1	64.8	72.5
中学校 中等教育学校（前）	73.7	70.4	73.0	71.2	72.4
高等学校 中等教育学校（後）	66.7	100	100	25	22.2
合計	**72.0**	**70.4**	**73.8**	**66.7**	**72.2**

※さいたま市独自の調査による数値。（数値はすべて公立学校のもの。）

２⑵　市立学校のいじめ防止に向けての取組について

１　いじめの防止に係る主な取組

⑴　児童生徒の主体的な活動

ア　「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」

(ｱ)　趣旨

a　児童生徒が、いじめ問題を主体的に考えるとともに、互いのいじめ防止に向けた取組を知ることで、「いじめをさせない、許さない」機運を醸成し、各学校の多様な取組を一層推進する。

b　教職員、保護者、地域団体、関係行政機関の大人が、子どもたちの話合いの様子や内容から、子どもたちのいじめ防止に向けた取組を知ることで、それぞれの立場で「いじめを起こさせない、見逃さない」環境づくりについて考える。

(ｲ)　開催日　令和６年８月２日（金）　１３：００～１６：３０

会　場　大宮国際中等教育学校　体育館アリーナ、教室

(ｳ)　開催方法

会場参集による開催

(ｴ)　内容

a　開会行事

b　活動Ⅰ　小グループによる活動

(a)　各校独自のいじめ防止の取組の共有

(b)　本年度のサミットテーマの話合い

c　活動Ⅱ　ワークショップ形式での活動

d　全体会　サミットテーマについての協議

e　閉会行事

(ｵ)　会場参加者　約７００人

(ｶ)　成果

a　大宮国際中等教育学校を会場としてお借りしたことで、多くの参加者を募ることができ、児童生徒、保護者、地域団体、関係行政機関等、市全体で、各校のいじめ防止の取組を知るための良い機会となった。

b　「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」後にとった児童生徒を対象としたアンケートでは、「子どもサミットを通して、『いじめ防止』に向けて何か得たものはありましたか」という質問項目に対して、100％の肯定的な回答を得ることができた。さらに、「子どもサミットを通して、新しく何か行動を起こしてみたいという気持ちは生まれましたか」という質問項目に対して、100％の肯定的な回答を得ることができた。

　このことから、本サミットを通して、子どもたちの中にいじめ防止の機運が醸成され、在籍校において、自身が得たことを生かし、いじめ防止に向けた活動をしたいという意欲が高まったと考えられる。

c　教職員、保護者、地域団体を対象としたアンケートでは、「子どもサミットに参加す

ることで、いじめの未然防止について考えるよい機会になりましたか」、「子どもサミットに参加する前よりも、いじめの未然防止に向けて取り組んでいこうという意識が高まりましたか」、という質問項目に対して、それぞれ９９％以上の肯定的回答を得ることができた。また、参観した保護者や地域から、「学校の様々な取組を知れたことはありがたかった。自身の立場でいじめ未然防止に向けて取り組んでみたい。」「まずは、保護者として、我が子を支える家庭づくりから行っていきたいと思う。」といった感想もいただいた。

このことから、本サミットが、大人たちにとって、いじめ問題に向き合うよい契機となったと考えられる。

⑵　学校が実施する主な取組

ア　「いじめ撲滅強化月間」の取組（６月３日から６月２８日）

(ｱ)　校長等による講話

(ｲ)　学校だよりやＰＴＡ広報誌による家庭や地域への広報活動

(ｳ)　「簡易アンケート」等の実施

(ｴ)　児童会・生徒会による、「ストップいじめ！」に向けたキャンペーン等の展開

(ｵ)　いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

イ　『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業

ウ　道徳教育の充実

２　いじめの早期発見に係る主な取組

⑴　アンケート調査

ア　「心と生活のアンケート」（各学期１回、計３回）

イ　「簡易アンケート」※アンケートから、いじめの実態を把握する

⑵　「いじめに係る状況報告」

ア　毎月学校が教育委員会に「いじめの状況」と「学校の指導状況」について報告する

※「調査中」、「指導中」、「見守り中」、「解消」のうち、どの段階にあるかを把握

イ　指導主事が内容を確認し、学校に指導・助言を行う

⑶　相談体制の充実（アセスメント）

ア　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による校内教育相談体制の充実

イ　市立６教育相談室の周知、電話相談

ウ　「さいたま市２４時間子どもＳＯＳ窓口」の周知及びＳＮＳ相談

エ　さいたま市ＰＴＡ協議会、青少年育成さいたま市民会議との連携

⑷　情報モラル教育（スマホ・タブレット安全教室　等）

3　いじめの早期対応に係る取組

⑴　「児童生徒の心のサポート　手引き　いじめに係る対応」に基づく対応

⑵　学校生活指導員（警察ＯＢ）の派遣

⑶　さいたま市スクールロイヤーによる特別講義の実施

4　いじめの防止等に係る教職員研修

⑴　校長研修会・教頭研修会

⑵　いじめに係る生徒指導研修会

⑶　生徒指導主任研修会

⑷　生徒指導・教育相談体制研究発表会

⑸　法定研修（初任者研修）

⑹　希望研修（いじめ問題とその対応研修、臨任者対象の生徒指導講座）

⑺　校内研修（指導主事等・スクールロイヤーによる研修）

⑻　生徒指導に係る学校訪問

5　関係団体との連携状況

⑴　さいたま市ＰＴＡ協議会

ア　「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力

イ　「親子支援プログラム」への協力依頼

ウ　「いじめノックアウト・セミナー」への協力依頼

エ　「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員　　等

⑵　青少年育成さいたま市民会議（地域住民による青少年の心身の健やかな成長を図るための組織）

ア　「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力

イ　「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員　等

(3)　埼玉県警察

ア　「非行防止教室」への協力依頼

イ　「学校・警察連絡協議会」の開催

ウ　「学校と警察署との連絡等に関する協定書」

3　協議

【協議題】

「いじめの深刻化を防ぐために」